

## パブリックコメント項目別概要表

平成18年1月

## 第1 意匠権の強化

## . 権利期間の延長

意見の概要	提出者
権利期間を登録日から20年に延長することは、望ましい対応の方向である。	日本機械輸出組合
権利存続期間を20年とする方向は大いに歓迎する。	個人
権利の存続期間の伸長を内容とする方向に賛成する。 既登録意匠について、伸長された存続期間を適用しないことについても賛成する。	大阪弁護士会
権利存続期間を15年から20年とする延長提案は評価し、賛同する。 意匠は特許と違い、第三者が同一や類似の意匠を避けられない理由は無いことから、長期に独占しても社会的不利益もさほど考えられず、ブランド戦略の観点から商標の様に更新できても良いと考えられる。 欧州共同体意匠規則並みの、25年とすることについて今後の検討を期待する。	日本自動車工業会
存続期間を「登録日から20年」に延長することには賛成。但し、英国、ドイツ等の権利期間(25年)と調和がとれるよう権利期間を延長する要望が強い。	日本タイポグラフィ協会
権利期間の延長については賛成。 適用時期については、施行後の出願から適用することで良いと考える。 欧州諸国(25年)に比べて短く、世界的な競争力の維持の観点から25年でも良いと考える。	個人
権利存続期間を20年に延長する方向に賛成するが、権利期間のさらなる延長も検討していただきたい。	日本商品化権協会
権利存続期間の延長に関する「対応の方向」には合意できる。 国際的視点からみると、欧州では出願から25年という期間が設定されていることから、今後も検討を希望する。 権利存続期間延長による登録料の設定については、過度な費用負担とならないように配慮いただきたい。	日本知的財産協会
意匠権については、「権利期間の延長」ではなく、商標法第19条第2項と同様の「期間更新」規定を設けることが適切と考える。	個人
英国の改正と同様に25年とするのが妥当。 存続期間の起算日について、ヨーロッパ諸国の制度との整合を考えると出願日とすべき。 改正法施行時における出願中又は継続中の意匠については、権利存続期間の延長を認める特例措置をとるべきである。	個人
権利存続期間の起算点について、日本の特許法、実用新案法、更に他国の意匠法も「出願日」から起算するケースが多く、国際的ハーモナイゼーション及び制度をより分かりやすくするという観点から、「出願日から」としたほうが適切である。 意匠権の存続期間を延長する場合、登録料について、費用負担が過重にならないよう配慮願いたい。	電子情報技術産業協会(JEITA)

## . 刑事罰の強化

意見の概要	提出者
侵害行為に対する刑事罰の強化は、意匠保護強化に有益な観点と評価する。	日本自動車工業会
権利侵害罪と両罰規定の刑罰は、特許法、商標法と共通の内容とすることに賛成する。	個人

刑事罰の引き上げに対して賛成する。法人重課の引き上げも賛成する。	個人
模倣品製造販売等への抑止効果が期待できることから、政策として妥当であると考え。	日本機械輸出組合
損害賠償責任を負うことのできない中小企業に対し、刑事罰の引き上げ、懲役刑と罰金刑の併科、法人重課の引き上げは、意匠権侵害の抑止効果が高まると考える。	日本商品化権協会
刑事罰の強化に関する「対応の方向」は、模倣品対策強化の政策として評価できる。	日本知的財産協会
罪刑法定主義の趣旨を厳格に貫くべきこととの調整を考え、意匠権侵害の構成要件該当性が明確・精細に法定されることを前提としてのみ、刑事罰を強化すべきと考える。	個人
自由刑の強化には反対であり、罰金刑の強化には賛成する。また、懲役刑と罰金刑との併科を認めることには賛成する。 意匠権侵害の防止のための体制を採用していたにもかかわらず、従業員等により意匠権侵害が行われた場合につき、刑の減輕免除等を定める規定を置くべきである。	大阪弁護士会

## 第2．意匠権の効力範囲の拡大

### ．権利侵害行為への輸出の追加

意見の概要	提出者
輸入・通過への意匠侵害行為の明確化の観点から、意匠保護強化に有益な観点と評価する。	日本自動車工業会
「輸出」を実施の定義に加えること、侵害行為に加えることに賛成する。	個人
侵害行為への「輸出」の追加、及びみなし行為への「輸出目的の所持」の追加も賛成。不正競争防止法においても「輸出」行為規定があるのに照らしても当然と考える。なお、「通過」に関しては報告書（案）記載の（C）の行為は「輸出」に該当すると扱うべきと考える。	個人
海外市場への模倣品拡散防止を目的とした政策として妥当であり、推進を要望する。	日本機械輸出組合
「対応の方向」については、模倣品対策強化の政策として評価する。なお、当該政策は、意匠権模倣品のみならず、過失による侵害における権利効力の拡大も見込まれることから、「意匠の類似範囲の明確化」の施策により、ユーザー努力によって過失責任の軽減ができる環境の整備も合わせて対応いただきたい。	日本知的財産協会
「輸出」に対して権利の効力を拡大するのであれば、差止の濫用が生じないように、関連行政庁間の連携や制度上の整備について十分な検討がなされるべきと考える。	富士通株式会社
関連行政庁間の連携・調整及び手続面の整備を図ることや、制度の実効性について総合的に検討していくべきと考える。 「通過」の規制について、実害の生じたケースや業界のニーズ、規制した場合の実効性について、さらに検討を進める必要があると考える。	電子情報技術産業協会(JEITA)
侵害の一態様として「輸出」を追加することには賛成する。侵害とみなす行為の一態様として「輸出等を目的とした所持」を追加する方向に賛成する。 「輸出の申出」を実施行為としないこと及び侵害品の「製造にのみ用いられる物」の「輸出」を「侵害とみなす行為」としないことに賛成する。 模倣品が製造国（外国）から日本に陸揚げされ、積み戻された上で第三国（外国）へ輸出される場合を「輸出」に該当する侵害行為として捉えることに反対する。	大阪弁護士会

### ．権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加

意見の概要	提出者
対応の方向に賛成する。	個人
「譲渡等目的の所持」を侵害行為として規定することに賛成する。 さらに、「侵害物品の譲渡等を目的とする所持」追加の趣旨に鑑みれば、「製造にのみ用いる	個人

物」の拡散も防止するのが適切であると考える。	
国内外市場への模倣品拡散防止を目的とした政策的観点として妥当であり、推進を要望する。	日本機械輸出組合
「対応の方向」については、模倣品対策強化の政策として評価できる。なお、当該政策は、意匠権模倣品のみならず、過失による侵害における権利効力の拡大も見込まれることから、「意匠の類似範囲の明確化」の施策により、ユーザー努力によって過失責任の軽減ができる環境の整備も併せて対応していただきたい。	日本知的財産協会
「譲渡等を目的とした所持」を権利侵害行為に追加することに賛成する。	大阪弁護士会

・意匠の類似の範囲の明確化

意見の概要	提出者
一般需用者の視点での判断については、今までより前進しており歓迎する。具体的な類否判断の基準の明確化が早急に必要と考える。	個人
類否判断の主体が「需要者」である旨を法律上明確化する際には、現行の判断基準と大きな差異が生じないよう慎重に対応していただきたい。 「庁内保有の公知情報」のIPDL等での公開について、著作権法改正の実現と合わせて迅速な対応を希望する。	日本機械輸出組合
報告書(案)に記述された「拒絶理由通知に引例と出願意匠の評価を踏まえた共通点、差異点と認定、一般需要者による視点を踏まえた出願意匠の特徴点を簡潔かつ具体的に記載する等によって審査判断の明確化を行うことが適切であると考えられる。」との施策は、特許庁の意匠審査における具体的事案の類否判断を把握する上で役立つ、加えてこの施策を登録査定の場合にも拡大することが、権利範囲の明確化と意匠制度の活性化につながると考える。 意匠審査用のデータベースを一般公開し、一般企業でも活用できるよう推進すべきである。	電子情報技術産業協会(JEITA)
判断主体を「一般需要者」とする旨を明文化することに関し、「一般需要者とは、具体的にいかなる者を示すか」という点を条文又は審査基準等で明文化する場合は、文言如何により現行の判断基準に大きな変更をもたらす可能性があるため、慎重に対応していただきたい。 審査判断の明確化については、合意できるものであり施策を推進してほしい。また、「意匠の類似の範囲の明確化」のためには、当事者や第三者が登録意匠の範囲について正当な判断をすることができる環境整備が急務である。そのためには、特許庁内保有の公知資料の電子図書館での公開や、登録意匠公報に掲載される参考文献の充実化は急務であると考える。	日本知的財産協会
判断主体の視点を明確にすることにより、判断結果の客観性や妥当性を保証するものとはいえず、むしろ非常に狭い類似範囲を招来するおそれがある。 類否判断は、意匠の構成態様を客観的に認定した上で、その創作の新規性を出願前公知の意匠に照らして客観的に判断すれば足りるのであって、誰かの目による意匠の見え方まで検討する必要はなく、特定の判断主体を認定して類否判断を行う手法は、大多数の普通の判決においても、普通の審決においても用いられている手法ではないから、その手法は本質的に必要とされていないと考えており、「対応の方向」について反対する。	個人
現行法23条本文の規定が存在する以上、出願時期を問わず本意匠に類似する意匠を登録によって明確にしておくことは、即意匠権の強化となり、また第三者に対しても有益な事実開示である。したがって、意匠の類似の範囲の明確化するという観点から旧10条による類似意匠制度を復活させるべきである。	個人
需要者を判断主体として条文上明示しても、類似範囲の明確化の実現する保証もなく、逆に「類似」の判断を、公知意匠参酌等を軽んずる混同説寄りに導き、意匠法を創作保護法の立場から脱せしめる恐れも大きいと考え、「対応の方向」での対応について、反対する。	日本弁理士会
判断主体を「需要者」とすることによる類似概念の明確化をすることに反対する。意匠の類	大阪弁護士会

<p>否判断は、要部認定の過程を含め、総合的なものであり、当該判断を行ううえにおいて、公知意匠の存在及び態様、意匠の機能、文字からなる意匠の評価（商標との住み分け）、色代わりに関する評価といった、一般需要者による判断とは次元を異にする規範的判断が必要となる。</p> <p>意匠判断の明確性及び統一性については、更なる裁判例（とりわけ、最高裁判例）の動向を見たうえで行うべきであり、少なくとも、現時点において、単に、判断主体を「需要者」とすることによる「類似概念の明確化」等の合理性及び必要性は乏しい。</p> <p>特許庁における審査は、行政官庁としての特許庁が有する情報を前提とした大量の類否判断を行う作業として行われるものであり、原則的には、従前の意匠公報や特許公報の記載等に伺える公知意匠との比較において、出願意匠の創作性を判定するものである。そこでは、取引に関与する「需要者」の判断基準に対するアクセスが体制として確保されている訳でもない。審査判断の明確化に関する提案が、現在の審査実務の変更を予定していないとすれば、それは、法改正の理由がないことを意味していることに他ならない。</p>	
<p>類似の範囲が広い権利は権利者にとっては使いやすであろうが、その範囲が明確に認識できないときは、第3者に迷惑を及ぼすことになる。そのような権利を与える意匠法を途上国が喜んで採用するとは思えない。むしろ広い権利に慣れてしまうと、途上国において創作性の高くない多数の意匠が登録されるような法制ないし慣行に出会った際には、戸惑うことになるのではないか。</p>	個人

・税関における部品の取り外しへの対応

意見の概要	提出者
必ずしも間接侵害を構成するものに該当しない場合もあること、また現行の関税定率法による抑止力も期待できることから、反対する。	個人
現行の仕組みで対応できるという点につき、妥当であると考える。	日本機械輸出組合
対応の方向については妥当であると考える。	日本知的財産協会
侵害疑義物品について通関前に部品等を取外す等し、非侵害物品として輸入し、通関後に組み立てをして、完成品として侵害物品を譲渡等する行為を規制することを、今回の改正において見送ることに賛成する。	大阪弁護士会

・意匠権の物品間の転用までの拡張

意見の概要	提出者
権利範囲の過度な拡大が生ずるため、慎重に検討すべき事項であるとの結論は妥当である。	日本機械輸出組合
対応の方向については妥当であると考える。	日本知的財産協会
意匠法における権利範囲を物品分野の異なる物品にまで拡大することについては、慎重な検討が必要であるとされていることにつき賛成する。 意匠権の権利範囲を物品分野の異なる物品まで拡大することは、結果として、物品から離れた形態（デザイン）そのものを保護することになり、意匠制度の基本原則に関わる変更を意味する。現時点において、そのような変更をしてまで、意匠権の権利範囲を物品分野の異なるものまで及ぼす必要性は窺えない。	大阪弁護士会
わが国意匠法は、創作されたデザインにはそれが利用される物品（製品）に制限はないとするE Uデザイン法やデザイン指令による各国内法におけるような規定は考えるべきではない。 同一の形態について完成品と玩具、フィギュアのような小品に表現することが可能な場合にあっては、「意匠に係る物品」の項に、物品の類似性とは関係なく、複数記載することを可能にすべきである。	個人
「意匠権の物品間の転用までの拡張」について、例えば共同体意匠においては、このような保護も認められており、我が国と欧州各国のバランス（衡量）を考えれば、将来的には拡張すべ	個人

<p>きと思われるが、これは意匠の定義規定そのものの改正にかかわるので、「画面デザイン」「書体」の保護の問題と併せて、さらなる検討が必要と考える。</p>	
---	--

### 第3 意匠権の保護対象の拡大

#### ・画面デザインへの保護対象の拡大

意見の概要	提出者
<p>画面デザインについて、意匠制度による保護を拡大するため、必要に応じ、「物品」等の定義の拡大等を行われたい。「画面デザインへの投資」を促進し、標準化製品の差別化（技術進歩）を促すべきである。</p>	個人
<p>画面デザインへの保護対象の拡大について「対応の方向」は妥当であると考え。また、アプリケーション画面やインターネットを通じて表示された画面等を意匠権の対象とすることは適切ではないとする「対応の方向」も権利効力の過度な拡大による製造業へのクリアランス負担等を踏まえれば妥当であると考え。</p> <p>今後の検討については、意匠法による対応のみに限定されることなく、著作権法、不正競争防止法等他法での保護も踏まえ、検討してほしい。</p>	日本機械輸出組合
<p>物品と意匠との一体性という従来の考え方に沿った画面デザインを保護対象とする点、アプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等を保護対象としない点については、ビジネスリスク拡大への抑止効果がある程度見込まれることから評価できる。</p> <p>画面デザインの保護が、権利濫用等により産業界に大きな影響を与えないよう、今後の判断基準等の検討にあたって慎重にご対応頂きたい。また、画面デザインに関し、願書記載事項及び意匠登録公報掲載事項の改善等も過失責任拡大の抑止施策として対応されたい。</p> <p>審査運用の整備等において、ユーザーの意見を反映して頂きたい。</p>	日本知的財産協会
<p>有体物としての物品を前提として、画面デザインが機器等の物品の一部を構成することを条件に、物品の用途及び機能を実現するために必要な画面デザインを保護の対象とすることに賛成する。現時点において、具体的な物品を離れた形態（デザイン）を保護すべき必要性和、コンピュータのインターフェイスといった画面デザインに独立した保護を与える取引実務における影響等を考慮したときに、物品を離れた形態（デザイン）を保護する必要は認められないと考えられる。</p>	大阪弁護士会
<p>画面デザインの定義を慎重に検討され、保護対象を広げすぎないように配慮してほしい。現行の画面デザイン保護は初期画面のものにとどまっているが、画面デザインへの保護対象の拡大によって、意匠における物品性の拡大に繋がらないかと危惧している。画面デザインの権利が、画面デザインを創り出す側にとっての負担（調査、追跡に係る負担）や善意の後発者の創作の自由を不当に奪うことにもなり兼ねないことを危惧している。画面デザインを意匠法で保護する場合には、保護すべき操作画面について定義を明示し、また運用では、新規性、創作性、先願性の判断基準を出来るだけ慎重に十分なシミュレーションの上で決定してほしい。</p>	日本弁理士会
<p>すべての画面デザインを物権に準ずる意匠法の中で保護するのは、保護と利用のバランスの観点から限界があり、報告書案の内容の方向で問題はないと考える。汎用機器の画面やアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面等については、クリアランスの負担、公知例データの不整備による意匠権の濫立等のデメリット面が問題となるため、保護の対象とすべきではない。</p> <p>権利行使においては、当該表示機器の画面一枚の意匠権侵害であっても商品全体の販売・製造等が差止となるのか等の問題があり、権利者に対して過度の保護にならないような施策の検討も必要と考える。</p> <p>創作性容易の判断については、実際の審査実務において創作性の低い画面が権利化されないよう十分留意する必要があると考える。</p> <p>「外部の汎用途の表示機器に表示される画面デザイン」について一意匠一出願の原則に反し</p>	電子情報技術産業協会(JEITA)

ないか否か検討すべきと考える。今後、具体的な運用内容を策定するにあたっては、十分に業界サイド、ユーザーの意見を取り入れた上で検討されたい。	
報告書案では、物品性を基本とした画面デザイン保護を前提としているが、家電とコンピュータが融合しつつある現状では、専用機器と汎用機器の区別を問わず、画面デザインを広く保護するべきであるとする。家電とコンピュータに代表されるデジタル機器の分野では、我が国の企業が国際競争力を保ち、悪意ある模倣・盗用から創作性の高いデザインを保護する点において、画面デザインをも積極的に保護していくべきと考える。	ソニー株式会社
画面デザインの保護について賛成である。「画面デザイン保護」については早急に検討する必要があると考えており、画面デザインの意匠登録が増加している現状がある以上、法として保護を図る（意匠の定義変更、または例外として保護することを立法化する）ことを明確にすべきだと考える。 物品の定義規定を改正し意匠法域内で保護するようにしたり、また「画面デザイン」に限らず多種多様な物品に適用できる汎用のデザインについては、物品分野を複数指定し、指定分類数に応じて手数料・登録料・年金徴収をしたりする方法もあり得るのではないかと考える。或いは、「回路配置利用権」のように、電子表示画面の保護に関する別法の下で保護する方法もあり得る。	個人
意匠権による保護は不要であり、現行の特許法、著作権法、不正競争防止法等での保護で足りる。仮に、本案のとおり、保護対象を拡大する場合であっても、汎用機、インターネット等の画面については保護対象とすべきではない。また、書面審査において、出願された画面デザインが「物品自体の表示部に表示される画面デザイン」または、「物品と接続された外部の汎用途の表示機器等に表示される画面デザイン」であることを担保する実務運用を要望する。	富士通株式会社
画面デザインに対する保護を拡大することを内容とする本改正案には前向きであるものの、まだ十分だとはいえないものである。 画面デザイン（ユーザーインターフェース、アイコンを含む）については、「特定用途の機器」の要件に関係なく、またはそれが結合される機器の外観に関係なく、意匠保護が与えられるべきである。また、多くの状態を有する動画的なインターフェースも同様に保護されるべきである。	マイクロソフトコーポレーション

#### 第4．意匠制度の枠組みの在り方

##### ．無審査登録制度の導入によるダブルトラック化

意見の概要	提出者
「無審査制度の導入によるダブルトラック化」に反対する。 無審査制度の下では権利の濫用が頻発する可能性が高いと考える。近時、審査期間は極めて短縮されており、短ライフサイクル商品とて十分保護されているといえる。	個人
「無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、直ちに導入する環境にない」とする旨の結論に賛同する。	日本機械輸出組合
早期権利化を可能にするため、意匠権侵害に対し、対応が早期にできる点で有効であると考えられるが、コスト増や権利の不安定化をもたらす虞があるので、その導入には十分な検討が必要と考える。	日本商品化権協会
無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、直ちに導入する環境にない旨の結論を支持する。	日本知的財産協会
無審査登録制度の導入に伴う保護のダブルトラック化について、導入を見送ることに賛成である。ライフサイクルの比較的短い商品の形態については、既に審査手続を経由することを保護の要件としない不正競争防止法2条1項3号が存在しており、意匠制度として、現在の審査	大阪弁護士会

を前提とした制度の他に、無審査を前提としたものを認める必要性は乏しい。	
不競法2条1項3号の導入が競争者に対するデザイン模倣の抑止力となり、実質的な非登録デザイン権の保護となっている事実は、多くの裁判例によって実証されている。そして、非登録デザイン権以上に、登録によって客観的に明らかとなる無審査登録デザイン権による保護は、より実効性ある制度として産業界では期待されていると考える。	個人
タイポグラフィックデザインの保護のため「経費と手続が簡便な」無審査登録制度の導入は、要望が強い。	日本タイポグラフィ協会
それぞれのトラックの特徴が活かせるように、要件も効果も違う保護制度を用意し、それぞれの長所を發揮させるべきであろう。複数の保護のあり方に慣れておくことは、わが国の産業財産権関係者にとって喫緊の必要事であろう。	個人

## 第5．意匠登録手続の見直し・利便性の向上

### ．関連意匠制度の見直し

意見の概要	提出者
現行の同日限定から期間緩和の方向に対応することについては、評価できる。	日本機械輸出組合
関連意匠の出願時期を、本意匠の公報発行まで、時期的制限を緩和し、かつ、そのような時期的制限が緩和された関連意匠の性質につき、新規性喪失の例外としてではなく、先願主義の例外として位置付けることに賛成である。	大阪弁護士会
<p>関連意匠について本意匠の公報発行前であれば後日出願を認めるという方向性が打ち出されたことを高く評価する。</p> <p>意匠審査の現状は出願から公報発行まで9ヶ月程度であり、自動車の開発タイミングから見るとこの時間では短すぎるため、本意匠の出願後2年程度の期間に出願された関連意匠の登録を可能とする運用面での手当て等、具体的には、本意匠となる出願の登録の繰り延べに関する運用や、秘密意匠制度の利用による図面を開示した公報発行までの後日出願の許容など、今後の課題として検討して頂きたい。</p> <p>自己の類似意匠に類似する意匠の確認行為について具体的な運用環境を整備することを今後の課題として検討して頂きたい。</p>	日本自動車工業会
「関連意匠制度の見直し」について賛成する。「本意匠の出願日から2年以内もしくは、3年以内」という期限を区切って、関連意匠出願の後出しを認めることで、制度の利便性が向上すると思われる。また、権利関係が著しく不安定になるのも防止できると考える。関連意匠出願可能な時期を「公報発行まで」とした場合は、各出願案件によって、公報発行時期にかなりの開き（数ヶ月～数年）があるため、不公平感が生じるとと思われる。	個人
関連意匠の出願時期の制限が意匠公報発行までに延長されることを歓迎するが、未だ猶予期間が実体に比べ不足している。当社の意匠出願は、主として特許権を補完しているのが実態であるので、少なくとも特許と同様の期間（1年半）の猶予期間を希望する。	個人
<p>「対応の方向」については、法制度の仕組みの観点からすれば、妥当であると評価する。</p> <p>しかし、今後の意匠法の在り方を企業のデザインブランディング活動の支援ツールとしてその価値を高めていくべきであると考えており、また、対模倣品における水際差し止め等の積極的な権利活用を図る上で、有効性が担保された実施品意匠権が必要であるという理由により関連意匠の見直しを求めているので、関連する意匠の権利範囲を確認する簡易判定制度等の有効手段導入など運用での対応の実現へ向けて今後検討してほしい。また、制度の在り方についても今後引き続き検討して頂きたい。</p>	日本知的財産協会
関連意匠出願については時期的制限を撤廃すべきであり、これを本意匠の公報発行時点までとする改正案には反対する。	個人

どの時点で出願された(関連)意匠であれ、権利の終期が本意匠の拘束を受けるものであり、本意匠の登録公報発行如何に関わらず(関連)意匠の出願の時点で「本意匠にのみ類似する意匠である」以上は関連意匠としての登録を認められるべきである。	
設定登録によって発生する意匠権の効力の及ぶ範囲を明確にするためには、意匠権者のための23条本文の規定を真に生かしていた類似意匠制度を復活することである。 判定制度は時間と費用がかかり結果に対しても不服を申し立てることができないため実効性がない。	個人

・ 部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

意見の概要	提出者
全体意匠出願後の部品意匠・部分意匠に関する出願猶予期間が設けられることについては評価できる。	日本機械輸出組合
先願の意匠公報が発行されるまでの間、先願の全体意匠の部品や部分意匠について、登録を認めることに賛成である。また、同様の措置について、創作者同一の場合に及ぼさないことについても賛成する。	大阪弁護士会
3条の2について同一出願人であれば公報発行前までの後日出願を認める点について方向性が打ち出されたことを高く評価する。 意匠審査の現状は出願から公報発行まで9ヶ月程度であり、自動車の開発タイミングから見るとこの時間では短かすぎるため、先願意匠の出願後2年程度の期間に出願された先願意匠の一部と同一又は類似の意匠の登録を可能とする運用面での手当て等を今後も検討してほしい。具体的には、先願の登録の繰り延べに関する運用や、秘密意匠制度の利用による図面を開示した公報発行までの後日出願の許容など、期間の調整が可能となるよう検討してほしい。	日本自動車工業会
先の出願がある場合に、現実の商品化に際して若干のデザイン変更が生ずることがしばしばあるが、その変更された意匠や変更部分についての部分意匠については、先願意匠と類似することを理由に登録できない状況にあるため、変更された部分の部品が模倣・盗用された場合に、侵害の立証に困難をきたすといった問題がある。そこで、同一出願人であれば変更意匠やその部分意匠についても容易に保護が得られるよう、出願・審査システムを改正するのが望ましい。	日本商品化権協会
「対応の方向」については、法制度の仕組みの観点からすれば、妥当であると評価する。 しかし、自動車業界からは、全体造形と部品造形との完成期間に1年から1年半のタイムラグが生ずることもあり、秘密意匠等の意匠公開時期まで有効性が担保された部品意匠登録を認めるべきとの要望がある。 上記の事情と産業界全体への影響とのバランスの中で、制度の在り方を今後も引き続き検討して頂きたい。	日本知的財産協会
「部品・部分意匠の保護の見直し」については賛成する。 部分意匠の保護制度の一層の強化を図るために、部品・部分の意匠についても、後日の出願を認めるのが妥当と考える。出願可能な時期については、「『出願日から1年以内』、もしくは、『公報発行日』のうち、どちらか早い方」等とするのが妥当であると考えている。このように期限を定めることで、審査の大幅な遅延は回避できる。また、「出願日から1年以内」という期限を加えることにより、出願案件によって公報発行時期に大幅な開きがあることへの不公平感を緩和できる。同時に、秘密意匠制度の過剰な活用も抑止できるのではないかと考える。	個人

・ 秘密意匠制度の手続見直し

意見の概要	提出者
審査期間が短縮されるほど、この制度は重要性が増すので存続すべきである。	個人
対応の方向に賛成する。	個人
対応の方向に賛成する。	日本機械輸出組合
対応の方向に賛成する。	大阪弁護士会
対応の方向に賛成する。 秘密意匠の請求可能時期が、「登録料納付時に限る」旨の記載があるが、予納引き落とし時期との関係から「登録査定送達日より30日以内」の猶予期間を設けてほしい。	日本知的財産協会

・新規性喪失の例外の適用規定の手続見直し

意見の概要	提出者
対応の方向に賛成する。	日本機械輸出組合
対応の方向に賛成する。	日本知的財産協会
対応の方向に賛成する。	大阪弁護士会
対応の方向の、証明書の提出期限を出願の日より14日以内から1ヶ月以内とすることには賛成する。 一方、4条1項・2項の実質的救済規定を6ヶ月から12ヶ月にすべきではないか。	個人
対応の方向に賛成する。 さらに、公表日から6ヶ月以内に出願していた場合には、出願と同時だけでなく、拒絶理由通知を受けた際にも、事後的に新規性喪失の例外適用を受ける機会を与えてはどうか。	個人
6ヶ月間のグレースピリオドに関しては証明書の提出を求めるべきではない。出願人は証明書又はその他の証拠を必要に応じて提出できるとよい。 現在の証明書制度が維持される場合は、提出期限を少なくとも30日以上に延長すべきである。	マイクロソフトコーポレーション

その他の意見

意見の概要	提出者
現行の意匠法では、アイコンは物品性を問われるため、保護することは不可能であり、改正法でも不可能である。 「タイプフェイス(タイプフォント)」デザインは、それ自体は物品性を欠くが、ドイツ、イギリス及び韓国、加えてEUでは保護しており、例外的に意匠法で保護するに適する合理的根拠を与えることができる。今後のわが国の保護の方向性を考えれば、ドイツ方式(無審査登録制度)が採り得る保護法として妥当である。	個人
報告書案の「画面デザインへの保護対象の拡大」の「(2) 諸外国における取り扱い 物品性を離れた保護(欧州)」の記載の中で「タイプフェイス」が脱落しているため追記を希望する。	日本タイポグラフィ協会
通常意匠から関連意匠への補正又は関連意匠から通常意匠への補正の時期的制限を、「審査・審判に係属中」から「査定等が確定するまで」とし、本意匠と関連意匠との関係の特許庁の査定等に示された判断に従った方向に補正できるようにすべきである。	個人
現行意匠法では「登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。」(意施規6条3項)と規定して、特徴記載の趣旨を自己否定している。これは、意匠権者(原告)が権利行使をする時に、相手方(被告)が反論する「禁反言の原則」を否定するものでもある。 意匠法3条2項は、3条1項1号に規定する形態(意匠)からの物品を超えた創作容易性を	個人

<p>問題としているのであって、3条1項2号に規定する形態からの創作容易性は問題としていない。しかし、現実の審査は後者の適用が殆どであり、このような審査は違法と考えられる。今後審査を問題なく適法に行うとするならば、3条2項の規定は改正されるべきである。</p>	
<p>意匠権付与後においても、その意匠の権利の有効性についての情報を収集する手段である「情報提供」を認めることは、特許と同じく有意義である。他との調和を図るという観点で過不足のない制度とすべきである。</p>	個人
<p>特許権もしくは実用新案権との対比で意匠権の強弱度(訴訟時など)の見解を示してほしい。</p>	個人
<p>意匠の制作および評価が利便性の向上、使い勝手のよさなどの考慮と常に同時に行われるのが実態であること、これらは機能、技術の領域に属するか密接に関係するものであることを考慮し、また近年実用新案制度への関心の世界的高まりがあることに配慮し、両制度の調和ないし統合の可能性を調査検討しておくべきであろうと考える。</p>	個人